

## 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める 条例の一部改正について

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月7日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、同号の規定中「当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
-----------------	---------

平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに、及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに、及び同日以降5年を超えない期間ごとに